

奈良県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十五年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
岩崎 登至	もみの気整骨院 葛城市尺土一八九―七	平成二十四年十一月一日